

決算審査特別委員会

委員長報告(案)

令和2年12月17日

令和元年度決算に係る指摘事項一覧

【文書指摘】

- 1 医療的ケア児に係る地域生活支援の充実について (福祉保健部)
- 2 若年性認知症患者の支援について (福祉保健部)
- 3 新規就農者・雇用就農者増加のための支援について (農林水産部)
- 4 境港市場高度衛生管理型市場整備について (農林水産部)
- 5 第Ⅲ期病院改革プランの点検・評価と次期改革プランの策定について (病院局)

決算審査特別委員会委員長報告

(令和2年12月17日)

本年9月定例会において、当委員会が審査の付託を受けました議案第16号「令和元年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の処分及び令和元年度鳥取県営企業決算の認定について」、及び議案第17号「令和元年度鳥取県営病院事業決算の認定について」、並びに今定例会において審査の付託を受けました議案第18号「令和元年度決算の認定について」、以上3議案につきましては、決算審査の結果を令和3年度の予算に反映させるべく精力的に審査等を行ってきたところですが、以下その経過及び結果をご報告申し上げます。

当委員会は、審査を効率的に行うため、総務教育（藤井一博 主査）、福祉生活（川部洋 主査）、農林水産商工（濱辺義孝 主査）、地域づくり県土警察（島谷龍司 主査）、県営企業（尾崎薰 主査）、病院事業（浜田一哉 主査）の6分科会を設けて審査を分担し、予算執行が議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われていたかについて、部局ごとに、主管部局長等から決算の内容等についての詳細な説明を聞き、質疑、現地調査などの審査をしてまいりました。

（審査結果）

なお、審査意見として、今後速やかに検討又は改善すべきものと決定した事項について申し上げます。

まず、第1点目は、医療的ケア児に係る地域生活支援の充実について あります。

新生児医療の発達により、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする子どもの数は年々増加傾向にありますが、この「医療的ケア児」が身体障害者手帳などの認定制度となっていないこと、医療的ケアの定義が明確でないこともあります。支援が必要な対象者の正確な把握ができていないのが実態です。

医療的ケア児の情報は、災害時の避難所における人工呼吸器の使用など緊急時の対応にも影響することも考慮し、各市町村において対象者を正確に把握するよう努めるべきであり、県は市町村に働きかけを行うとともに、連携して詳細把握に努めるべきです。

また、医療的ケアを必要とする「小児慢性特定疾病児童等の一時預かり事業」は、日中における居場所の確保と家族の一時的な休息を目的としたものですが、年間240日の事業計画に対し利用実績は1日でした。

様々な事情により事業を利用できなかった対象者から直接理由を聞き取るなど、対象者に寄り添いつつ利用が伸びなかつた要因を把握し、対応策を検討するとともに、専用電話窓口（ホットライン）による相談体制を充実させるなど利用者支援に努めるべきです。

第2点目は、若年性認知症患者の支援について あります。

医療機関で若年性認知症と診断されると、今後の生活への不安感や精神的落ち込みでひきこもる傾向がありますが、ひきこもりは認知症が進行するリスクとなることから、診断後、若年性認知症サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）につなぎ、迅速な支援を行うことが必要となります。しかし、サポートセンターで支援しているのは県内約200名の対象者のうちの50名程度しかいない状況です。

医療機関に対して、若年性認知症と診断された方にサポートセンターや支援内容の周知を依頼しているだけでは、多くの人をサポートセンターにつなげるには難しいと考えられます。また、対象者を把握してサポートセンターにつなげるため、行政が医療機関に情報提供を求めるのは、個人情報や本人の希望もあり難しい実態もあります。

については、サポートセンターへ速やかにつなげるための相談体制を認知症疾患医療センターの病院内に構築するなど、新たな取組を検討すべきです。

また、市町村の地域包括支援センターは高齢者対応に特化していますが、若年性認知症の方に対しても窓口として対応してもらうよう、市町村への働きかけに努めるべきです。

第3点目は、新規就農者・雇用就農者増加のための支援について あります。

鳥取県農業生産1千億円達成プランでは、新規就農者を年間200人（独立自営就農80人、法人等での雇用就農120人）ずつ増やしていく目標としていましたが、令和元年度は134人（独立自営就農58人、法人等での雇用就農76人）であり、他産業も含めた求職者数減少等の影響もあり、平成30年の165人を大きく下回る状況でした。

令和元年度、農の雇用ステップアップ支援事業（未来を託す農場リーダー育成事業・農業コラボ研修事業）など農業人材の育成に係る全体の支援額が減少しています。

これに対して、県では、ソフト対策（技術面、経営面の支援など）で継続的に支援を行ったり、農業法人の受け入れを増やしていくため、農業経営相談所でのアドバイスや雇用のマッチング等を行っているところですが、人的な支援体制、地域・産地の受入体制が十分に整わない就農地や作目も見られます。

新規就農者や雇用就農者の一層の確保・育成・定着のためには、所得向上の実現に向けて収益性を高め、地域・産地の受入体制を整えるよう、相談窓口や支援体制の充実が必要あります。

また、現状では、農業従事者の不足感がある一方、コロナ禍で雇用環境が厳しくなる中、地方や農林水産業への関心が高まってきていることから、この機を逃さず新たな就農につなげ、就農者、農業法人の負担軽減を行っていくべきであります。

第4点目は、境港市場高度衛生管理型市場整備について あります。

高度衛生管理基本計画に基づき境港市場の高度衛生管理型市場整備が進められている段階ですが、その中で約4億7,900万円をかけて整備したシャーベットアイス（流動海水氷）製造装置の令和元年度の利用率が13%、機械の稼働率が1%、年間計画使用量の1.8%と、ほとんど利用されていない状況であります。

シャーベットアイスは、主にまき網漁業で漁獲されたブリやハマチ等をタンクでセリにかける市場内の使用を想定しており、市場外や沖合底びき網、沿岸等では全く利用されていません。

大型船である沖合底びき網では、シャーベットアイス製造装置を船に搭載し鮮度保持の結果、魚価の向上が見られていますが、装置を積めない小型漁船には輸送の負担にならないよう、氷の含有率を高めたシャーベットアイスを積み込み、漁獲物を素早く冷却するとともに市場でもシャーベットアイスを使用し、速やかに魚種や大きさの分類を行うことで徹底した温度管理が図られ、消費者のニーズに合った鮮魚を提供することが可能となります。

漁獲後、シャーベットアイスで素早く冷却を行い、市場での水揚げ後に速やかに魚体選別を行い、再度素早くシャーベットアイスに漬け込むことが高度衛生管理型市場としての使い方であり、鮮度ロスを最小限に抑えるとともに漁業資源保護にもつなげるべきであります。

境港においても高度衛生管理型市場が先導して、水産関係者全員で市場設備の利用方法だけではなく、漁獲時からの冷却や衛生管理について理解を深めるとともに、高度衛生管理による水産物の出荷体制を整備することにより、国内はもとより世界中で高まる和食や魚食ブームに対応した市場を目指していくべきであります。

第5点目は、第Ⅲ期病院改革プランの点検・評価と次期改革プランの策定についてであります。

両病院では、平成28年度から「第Ⅲ期病院改革プラン」に基づき、健全経営の確保や医療の質の向上等に取り組んでおりますが、中央病院は新病院建設後の目標としていた黒字確保を実現できず、厚生病院も医業収支比率等の目標を達成できていない状況です。また、基幹病院として目指す高度医療・救急医療の安定した提供のためには、両病院とも医療・看護体制の更なる充実が求められます。

病院の安定経営のためには、医薬品の共同購入等の更なる推進や、質の高い医療の提供等による各種加算の確実な取得など、一層の費用削減と収益確保が必要であります。また、高止まりしている未収金については、弁護士法人への回収業務委託等も行われていますが、特別な理由なく支払いに応じない者も多くいることから、各病院で未納案件の分析を進め、更に効果的・効率的な方策を検討する必要があります。併せて、医療費が高額となる場合のより丁寧な事前説明など、発生防止策の充実も必要であります。

また、医師の確保・充実に向けて、両病院の役割に応じた医療機能の強化や勤務環境の向上等による若手医師の定着対策を強化するとともに、男性看護師の応募が少ない現状等を踏まえ、男女ともに働きやすく、やりがいのある職場づくりを促進し、それぞれ関係部局とも連携して学生等への情報発信に一層取り組む必要があります。

については、令和2年度は、第Ⅲ期病院改革プランの最終年度であることから、上記の課題も踏まえ、県立病院運営評議会等の外部有識者とともに、5か年間の取組をしっかりと点検・評価し、新型コロナウイルスの影響も勘案しつつ、県民に信頼される病院づくりのためのより実効性の高い次期改革プランの策定を進めるべきであります。

審査意見は以上であります。